

福岡県公報

平成24年12月28日
第3458号

目次

告示 (第2149号 - 第2182号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	8
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	8
○市街地再開発組合の設立の認可	(都市計画課)	8
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○平成24年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務の委託	(子育て支援課)	9
○廃川敷地等の発生	(河川課)	10
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	11
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	11
公 告		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(医療指導課)	12
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	13
雑 報		
○西日本宝くじの発売	(財政課)	13

定期発行日 毎週火金曜日
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番1号
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号
 福岡県 総務部行政経営企画課 株式会社 印刷
 (電話) 092-643-3028 (電話) 092-262-5726

- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………13
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………14
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………14
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………15
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………15
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………15
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………16
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………16
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………17
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………17
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………17
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………18
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………18
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………19
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………19

正 誤

- 道路の供用の開始（平成24年11月福岡県告示第1955号）中正誤 ……………20
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知（平成24年12月福岡県告示第2067号）中正誤 ……………20

告 示

福岡県告示第2149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年12月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	福 土 吉 富 線	築上郡上毛町大字土佐井1191番1先から 築上郡上毛町大字土佐井1228番2先まで

福岡県告示第2150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	県道	鐘ヶ江 酒見線 間	前	大川市大字郷原282番2の2先から 大川市大字郷原110番先まで	8.0 ～ 34.0	487.0	うち一般国道442号重用延長53.0メートル
			前	大川市大字郷原282番2の2先から 大川市大字郷原110番先まで	8.0 ～ 71.0	730.0	うち一般国道442号重用延長250.0メートル
			後	大川市大字郷原282番2の2先から 大川市大字郷原110番先まで	8.0 ～ 37.0	487.0	うち一般国道442号重用延長53.0メートル
			後	大川市大字郷原282番2の2先から 大川市大字郷原110番先まで	8.0 ～ 71.0	730.0	うち一般国道442号重用延長250.0メートル

福岡県告示第2151号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年12月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ハローデイ柏の森店

(2) 所在地 福岡県飯塚市柏の森147-4ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 福岡県北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号ほか未定	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 福岡県北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号ほか1者

福岡県告示第2152号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年12月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ハローデイ柏の森店

(2) 所在地 福岡県飯塚市柏の森147-4ほか

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐輪場No.1（店舗北東側）	12台	駐輪場No.1（店舗北東側）	12台
駐輪場No.2（店舗南東側）	10台	駐輪場No.2（店舗南東側）	10台
合計	22台	合計	22台

福岡県告示第2153号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

福岡市早良区大字椎原字ミヨウガノ原914の18（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2154号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉市佐田字爪ノ平2513の8、字箸立2571の7、2593の9、2593の10から2593の12まで、字荒平2602の27、2603の3、2624の2、字彦道2707の6、2707の7
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第2155号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川下伊良原字赤岩579の3、579の4
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第2156号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川下伊良原字白岩1538の2、1538の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2157号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和54年12月27日農林水産省告示第1873号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2158号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年11月13日農林水産省告示第1580号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2159号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年11月13日農林水産省告示第1579号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2160号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年7月28日農林水産省告示第1109号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2161号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30

条の規定により次のように告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和54年7月28日農林水産省告示第1108号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び
広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2162号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和54年7月28日農林水産省告示第1107号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び
うきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2163号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和54年7月17日農林水産省告示第1033号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び
飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2164号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和54年7月9日農林水産省告示第959号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2165号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和47年8月18日農林省告示第1469号（4に係るものに限る。ただし、4は上毛町に属するものは除く。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに豊前市役所及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2166号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年12月3日農林省告示第2025号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2167号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年4月23日農林省告示第790号（2に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2168号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和54年7月17日農林水産省告示第1032号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2169号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和47年12月23日農林省告示第2490号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2170号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和47年12月23日農林省告示第2483号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2171号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称
六ツ門8番街地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成24年12月から平成28年3月まで
- 3 施行地区
久留米市六ツ門町8番1から33までの全部及び31番1、31番2、34番2の各一部並びに日吉町31番3の全部及び31番1の一部
- 4 事務所の所在地
久留米市六ツ門町9番地1
- 5 設立認可の年月日
平成24年12月18日

- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載して行う。
- 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成25年1月26日

福岡県告示第2172号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 豊町
- 2 区域の所在地 北九州市八幡東区豊町
- 3 土地の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から17号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と17号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
北九州市八幡東区豊町	1938番11	1号
〃	1938番13	2号
〃	1958番1	3号
〃	1991番	4号
〃	1985番2	5号及び7号
〃	1985番7	6号
〃	1988番3	8号
〃	1999番3	9号

〃	1998番1地先河川敷	10号
〃	1998番3	11号
〃	1996番1地先河川敷	12号
〃	1996番4	13号
〃	1954番2地先河川敷	14号
〃	1954番1	15号
〃	1952番	16号及び17号

福岡県告示第2173号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字西中隈3390番1及び3390番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市三沢3390番地1
永松 龍美

福岡県告示第2174号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、平成24年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 社会福祉法人日本保育協会
- 2 所在地 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号
- 3 委託期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

福岡県告示第2175号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県那珂県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 河川の名称
那珂川水系梶原川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成24年12月28日
- 廃川敷地等の位置
那珂川町松木6丁目2082番の一部
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地
1,379.05㎡

福岡県告示第2176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年12月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	志免須恵線	糟屋郡須恵町大字上須恵796番2先から 糟屋郡須恵町大字上須恵797番2先まで

福岡県告示第2177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	宗像栗線	前	宮若市大字三ヶ畑1469番2先から 宮若市大字三ヶ畑1428番1先まで	9.7 ～ 54.0	87.1
			後	宮若市大字三ヶ畑1469番2先から 宮若市大字三ヶ畑1428番1先まで	9.7 ～ 55.0	87.1

福岡県告示第2178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年12月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	宗像栗線	宮若市大字三ヶ畑1469番2先から 宮若市大字三ヶ畑1428番1先まで

福岡県告示第2179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	若宮海線	前	宗像市朝町1444番9先から 宗像市朝町272番1先まで	12.0 ～ 24.4	140.9
			後	宗像市朝町1444番9先から 宗像市朝町272番1先まで	12.0 ～ 25.4	140.9

福岡県告示第2180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	福岡海線	前	宗像市田熊4丁目822番1先から 宗像市田熊4丁目817番1先まで	10.5 ～ 13.2	190.0

			後	宗像市田熊4丁目822番1先から 宗像市田熊4丁目817番1先まで	11.3 ～ 23.0	190.0
--	--	--	---	--------------------------------------	-------------------	-------

福岡県告示第2181号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成24年12月7日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- 名称
特定非営利活動法人日本ヒーリングセラピー協会
- 代表者の氏名
森 麻美
- 主たる事務所の所在地
福岡県飯塚市吉原町6-28エストレイラ飯塚703
- 定款に記載された目的

この法人は、香りや香りの成分を豊かな生活のために有効に利用するアロマセラピー及びフラワーセラピーの健全な普及及び発展を図り、それによる女性の社会進出機会の創出や心豊かな子どもの育成環境の形成に寄与し、より快適で健全な社会の創造に資することを目的とする。

福岡県告示第2182号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この告示の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年12月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成24年12月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) ドラッグコスモス新宮店
(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業16街区ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成25年8月15日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,492平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
建物東側	59

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
建物北東側	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南東側	45

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内南西側	9.52

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地北東側及び南西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

公 告

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで保健師助産師看護師法施行細則(昭和38年福岡県規則第41号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県保健医療介護部医療指導課に備え置きます。

平成24年12月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見を募集しなかった理由

本件規則改正は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)が施行されたことに伴い、保健師助産師看護師法施行細則を改正す

るものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成24年12月28日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年12月28日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る物品等の名称及び数量

街頭防犯カメラシステム整備 2式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成24年10月31日

4 契約の相手方の氏名及び住所

政府調達に関する協定第18条第4項該当

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

57,750,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当

雑 報

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名 称 第2081回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 700,000,000円
1組10万通 35組

3 証 票 金 額 1枚 200円

4 発 売 期 間 平成25年4月1日から
平成25年4月16日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 315,400,000円

6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 61,095,720円

8 その他発売経費 発売総額に対し 26,880,000円

9 受 託 申 請 期 限 平成25年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2082回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1 枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成25年4月8日から
平成25年4月23日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 129,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,716,995円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 14,940,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成25年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2083回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円

- 4 発 売 期 間 平成25年4月17日から
平成25年4月30日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,550,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 44,485,350円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 30,650,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成25年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2084回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
1組10万通 40組
- 3 証 票 金 額 1 枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成25年4月24日から
平成25年5月7日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 175,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 39,336,045円

8 その他発売経費 発売総額に対し 19,920,000円

9 受託申請期限 平成25年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名称 第2085回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 250,000,000円

1組10万通 25組

3 証券金額 1枚 100円

4 発売期間 平成25年5月8日から

平成25年5月21日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 108,400,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,585,120円

8 その他発売経費 発売総額に対し 12,450,000円

9 受託申請期限 平成25年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名称 第2086回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

3 証券金額 1枚 200円

4 発売期間 平成25年5月15日から

平成25年5月28日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,950,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 44,118,900円

8 その他発売経費 発売総額に対し 30,650,000円

9 受託申請期限 平成25年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2087回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成25年5月29日から
平成25年6月11日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,500,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 44,562,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 30,650,000円
- 9 受託申請期限 平成25年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2088回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 平成25年6月8日から

平成25年6月21日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 108,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,795,645円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,450,000円
- 9 受託申請期限 平成25年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2089回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 700,000,000円
1組10万通 35組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成25年6月19日から
平成25年7月2日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 316,700,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 61,422,795円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 26,880,000円
- 9 受託申請期限 平成25年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2090回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成25年6月26日から
平成25年7月9日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,800,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 44,253,825円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 30,650,000円
- 9 受託申請期限 平成25年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

平成24年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2091回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1 枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成25年7月3日から
平成25年7月16日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 129,450,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,594,145円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 14,940,000円
- 9 受託申請期限 平成25年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2092回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成25年7月24日から
平成25年8月6日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 270,720,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 53,330,760円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 36,780,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成25年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2093回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成25年8月14日から
平成25年8月27日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 271,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 52,347,645円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 23,040,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成25年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2094回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成25年8月21日から
平成25年9月3日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,650,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 44,382,975円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 30,650,000円

9 受託申請期限 平成25年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2095回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
1組10万通 40組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 平成25年9月11日から
平成25年9月24日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 175,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 39,336,045円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,920,000円
- 9 受託申請期限 平成25年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2096回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成25年9月18日から
平成25年10月8日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,500,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 44,551,500円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 30,650,000円
- 9 受託申請期限 平成25年1月18日

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
24・11・27	3449	告示	1955	5	○			表中	山川町 [○] 尾野1656番 [○] 1先から	山川町 [●] 小野1656番先から
24・12・14	3454	告示	2067	6	○		後から 4	削除	福岡県告示第2067号	福岡県 ^{●●●●} 公安委員会告示第2067号